

## 質問・回答書

- ア 元町配水場ほか8施設の電力供給
- イ 東雲町変電所の電力供給
- ウ 駒場町変電所の電力供給

(函館市企業局)

No.	入札 件名	質 問	回 答
1	ア	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	仕様書別記一覧のとおり、現在の電力供給会社は全施設北海道電力株式会社道南統括支社です。 計量日は全施設毎月1日です。
2	ア	各施設について、自動検針装置はついていますか。	仕様書別記一覧のとおり全施設有しています。
3	ア	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	該当ありません。
4	ア	今回の入札について融雪用電力の契約は含まれておりますでしょうか。	該当ありません。
5	ア	融雪設備等は設置されていますか。	該当ありません。
6	ア	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	指定の入札書に記載のとおり令和8年7月16日としてください。

No.	入札 件名	質 問	回 答
7	ア	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	入札説明書のとおり力率100%で算定してください。
8	ア	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ(エクセル)でいただく事は可能ですか。	入札書のエクセルデータを掲載しております。(予定使用電力量入力済)
9	ア	内訳書は任意様式でも問題ありませんでしょうか。	入札書のエクセルデータを掲載しております。入札書は指定の様式により作成してください。
10	ア	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	入札説明書のとおり、基本料金単価および電力量料金単価は、消費税および地方消費税相当額を含むものとします。
11	ア	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか。</p> <p>A: 基本料金=契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持)</p> <p>B: 電力量料金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持)</p> <p>C: 燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持)</p> <p>D: 再エネ賦課金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持)</p> <p>※C・Dについては入札時に含む場合のみ</p> <p>E: 月額合計=各月A~D合算(小数点以下切捨て)</p>	入札説明書の「2 入札書の作成方法」とおりです。

No.	入札 件名	質 問	回 答
12	ア	税込総額→税抜総額にする際、円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	入札説明書のとおり、入札金額は、消費税および地方消費税相当額を含むものとします。
13	ア	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか（同一単価での提出となります）。	入札書のエクセルデータを掲載しております。入札書は指定の様式により作成してください。
14	ア	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。また、電子請求書について協議可能でしょうか。	原則紙請求書による対応とします。
15	ア	お客さまにはお客さま専用Web ページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Web からダウンロード）	原則紙請求書による対応とします。
16	ア	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。（ご了承いただけない場合は【紙請求書による特別対応について】の回答をお願いいたします。）	原則紙請求書による対応とします。

No.	入札 件名	質 問	回 答
17	ア	<p>【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。</p> <p>① 押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。(長期連休時に20日頃になる可能性がございます) ご了承いただけますでしょうか。</p>	承知しました。
18	ア	弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	原則紙請求書による対応とします。
19	ア	発行される請求書, 契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	電力供給契約書(案)のとおり、契約金額は、消費税および地方消費税相当額を含むものとするため、請求書についても税込単価による記載を想定しています。
20	ア	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様) ご承諾いただけますでしょうか。	承諾します。
21	ア	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	該当ありません。
22	ア	<p>毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①施設別 ②一括(すべてまとめた請求書) ①②以外(詳細をご教示ください)</p>	請求書の発行は「施設別」とします。

No.	入札 件名	質 問	回 答
23	ア	<p>燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>電力供給約款第7条第2項第3号のとおりです。</p>
24	ア	<p>発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記されます形となりますが問題ありませんでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
25	ア	<p>当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>電力供給約款第9条第1項のとおりです。</p>
26	ア	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか（500kW以上の協議制契約の場合）併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。</p>	<p>現在、予定はありません。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
27	ア	<p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>承知しました。</p>
28	ア	<p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2026年1月 〇〇kW</p>	<p>汐泊取水場 契約電力：610kW 最大需要電力実績：令和7年（2025年）9月 593kW</p>
29	ア	<p>上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。</p>	<p>相違ありません。</p>
30	ア	<p>電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。</p>	<p>30分値データは令和7年10月分から対応可能です。</p>
31	ア	<p><b>【30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】</b> 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。</p>	<p>承知しました。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
32	ア	契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	提出は求めています。
33	ア	契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教示お願いいたします。	免除申請はありません。
34	ア	契約保証金免除について、提出のタイミングについてご教示お願いいたします。また免除可否の審査結果について、ご通知いただけますでしょうか。	提出は求めています。契約保証金は電力供給約款第3条のとおりです。
35	ア	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますか。	現在、予定はありません。
36	ア	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
37	ア	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	落札者決定後すみやかに、入札説明書に記載の函館市ホームページにおいて全入札者と入札金額（総額）を公表します。

No.	入札 件名	質 問	回 答
38	ア	参加資格決定通知は発行されますでしょうか。発行される場合、参加資格決定通知の発行方法・発行日も合わせてご教示お願いいたします。	公告3(2)のとおり、審査結果は入札日から3日以内に入札参加資格がないと認めた申請者に通知します。
39	ア	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	補足説明書に記載のとおり、落札者が電力切り替え等の手続きを行うにあたり、当該手続きに必要な情報を函館市企業局(入札担当部局)へ求めることができます。
40	ア,イ,ウ	<p>【期中の約款変更に関する協議について】</p> <p>次の場合に、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の約款によることを協議いただけるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合。</li> <li>・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要がある場合。</li> <li>・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合。</li> </ul>	電力供給約款第9条第1項のとおりです。
41	ア,イ,ウ	<p>【託送料金の見直しについて①】</p> <p>北海道管内の一般送配電事業者(北海道電力ネットワーク株式会社)が託送供給等約款を変更し、託送料金の改定を実施した場合、通知文書により託送料金の見直し額を機動的に反映することは可能か。もしくは、覚書の締結が必要となるか。</p>	電力供給約款第9条第1項のとおりです。また、契約内容を変更する場合は変更契約書によります。
42	ア,イ,ウ	<p>【託送料金の見直しについて②】</p> <p>上記「託送料金の見直しについて①」について、北海道管内の一般送配電事業者(北海道電力ネットワーク株式会社)が託送供給等約款を変更し、託送料金の改定を実施することが、開札日以降かつ契約締結日以前に判明した場合、託送料金の見直し額を契約単価に反映させることは可能か。(託送供給等約款の変更については、予測困難な外生的要因と認識しております。)</p>	落札した内容により契約を締結したうえで、電力供給約款第9条第1項による対応となります。

No.	入札 件名	質 問	回 答
43	ア,イ,ウ	<p>【仕様書に定めのない事項に関して】</p> <p>各月の電気料金算定において、弊社が落札した場合に基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他条件について、弊社約款に応じていただくことは可能か。</p>	<p>電気料金の算定は、電気供給約款第7条のとおりです。</p>
44	ア,イ,ウ	<p>【ご請求情報の反映日について】</p> <p>使用量を含むご請求情報は、一般送配電事業者から原則として検針日から起算して5営業日までに小売電気事業者（弊社）へ提供される検針結果（確定使用量データ等）にもとづき料金の算定を行なうため、原則として検針日から起算して6営業日までに「ほくでんエネモール」でのお知らせとなることを認めていただけるか。</p>	<p>請求情報の反映日について承知しました。なお、請求書は原則紙請求書による対応とします。</p>
45	ア,イ,ウ	<p>【工事予定について】</p> <p>契約期間中に、契約に影響する工事の予定はあるか。</p>	<p>現在、予定はありません。</p>
46	ア,イ,ウ	<p>【廃止予定について】</p> <p>契約期間満了時、または契約期間中に供給廃止となる施設はあるか。</p>	<p>現在、予定はありません。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
47	ア,イ,ウ	<p>【臨時精算金の取り扱いについて】</p> <p>契約の開始もしくは、受電設備容量の増設などの電気工事を起因とした契約電力増加以降1年に満たずに電気の使用を廃止（他社切替含む）、または契約電力を減少しようとする場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金（1年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の1.2倍）を適用し、既に申し受けた料金との差額）および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。</p>	現在、予定ありません。
48	ア,イ,ウ	<p>【延滞利息金について】</p> <p>支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）経過後に電気料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年10%の割合（1日あたり約0.03%）で算定した延滞利息金が発生することに応じていただけるか。</p> <p>なお、延滞利息金は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定した金額となる。</p>	電力供給約款第8条のとおりです。
49	ア,イ,ウ	<p>【契約超過金について（協議制契約）】</p> <p>500kW以上の契約については協議制契約となり、協議に基づいて契約電力を決定し、最大需要電力が契約電力を超過した場合は、当社の責めとなる場合を除き、契約超過金が発生するが、この取り扱いに応じていただけるか。</p> <p>※契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたもの（ただし、予備電力の契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをしない。）の1.5倍に相当する金額を、契約超過金とする。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とする。</p>	電力供給約款第18条のとおりです。
50	ア,イ,ウ	<p>【供給開始時の契約電力について①】</p> <p>供給開始時に「協議制⇒実量制」もしくは「実量制⇒協議制」への変更予定はあるか。</p>	現在、予定はありません。

No.	入札 件名	質 問	回 答
51	ア,イ,ウ	<p>【(未定) 振込用紙の有料化の可能性について】</p> <p>高圧契約については、請求書や振込用紙などの無料書面発行（郵送）を継続する予定であるが、将来的に手数料等をご負担いただく取扱いに変更となる場合、応じていただけるか。</p>	<p>補足説明書に記載のとおり、請求書発行・送付等の経費は電力供給約款第7条に規定する電気料金に含むものとし、請求書発行・送付等の経費を別途函館市企業局へ請求することはできません。</p>
52	ア,イ,ウ	<p>弊社では料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。弊社のような事業者が応札に参加することは可能でしょうか。</p>	<p>燃料費調整額については電力供給約款第7条第2項第3号のとおりです。</p>
53	ア,イ,ウ	<p>【燃料費（等）調整単価について】</p> <p>契約期間中は、一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社）の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。</p>	<p>電力供給約款第7条第2項第3号のとおりです。</p>
54	ア,イ,ウ	<p>【政府の電気料金支援について】</p> <p>電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
55	ア,イ,ウ	<p>【請求書の発行について①】</p> <p>弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	承知しました。
56	ア	<p>【請求書の発行について②】</p> <p>弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、各施設をまとめた一括請求について発行することができません。供給地点特定番号毎の個別での請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	承知しました。
57	ア,イ,ウ	<p>【契約電力について】</p> <p>現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。</p> <p>また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）</p>	契約電力500kW以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設はございません。
58	ア,イ,ウ	<p>【計量日について】</p> <p>現在の計量日をご教示ください。</p>	計量日は全施設毎月1日です。

No.	入札 件名	質 問	回 答
59	ア,イ,ウ	<p><b>【料金の請求について】</b>            弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>検針結果の通知を請求書発行前に別途行っていないことについて承知しました。また、函館市企業局の検針結果確認後の日付で請求書の再発行ができないことについて承知しました。</p>
60	ア,イ,ウ	<p><b>【料金のお支払方法について】</b>            弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかをお願いをしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>銀行振込となります。</p>
61	ア,イ,ウ	<p><b>【途中解約について】</b>            仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>承知しました。</p>
62	ア	<p>計量日はご使用期間末日の翌日 0:00 となりますのでご了承いただけますか。（例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00）</p>	<p>承知しました。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
63	ア	弊社は蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	承知しました。
64	ア	<p>契約電力が 500kW 以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。契約電力が 500kW 以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。</p>	承知しました。
65	ア	<p>契約電力 500kW 以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なることはございますか。</p> <p>その場合は、対象施設の現在の契約電力と直近 12 か月間の最大電力を教えてくださいませんか。</p> <p>供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。</p> <p>契約電力変更の承諾有無は送配電事業者での判断となります。</p> <p>変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただけますがよろしいでしょうか。</p>	契約電力 500kW 以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設はございません。
66	ア	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	電力供給約款第 7 条のとおりです。

No.	入札 件名	質 問	回 答
67	ア	<p>1 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。（例：庁舎〇〇円，売店〇〇円等）。ある場合は，対象施設と分担数を教えてください。 分担支払いされる場合，分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。 分担支払いについては，請求書でのお振込みのみとなり，口座振替は対応しておりませんがよろしいでしょうか。 なお，分担後の請求書の発行はできませんのでご了承ください。</p>	<p>該当ありません。</p>
68	ア	<p>補足説明書の4番目について，「請求書の送付先は施設ごとに異なるため，請求書作成に必要な情報（送付先住所， 部課名等）を入力するためのシートを落札者が作成し，函館市企業局（入札担当部局）へ入力を求めてください。」とありますが，こちらについては毎月ではなく，契約締結時に1度だけの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約締結時のみです。</p>
69	ア	<p>電力供給約款第7条2（3）に，「燃料費調整単価は当該地域を管轄する北海道電力ネットワーク株式会社の燃料費調整額を超えない範囲の額とする」と記載がありますが，これについては当該地域を管轄する一般送配電事業者の最終保証供給約款ではなく，旧一般電気事業者である北海道電力株式会社の電気需給約款を適用すると読み替えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>燃料費調整単価は，当該地域を管轄する北海道電力ネットワーク株式会社の燃料費調整額を超えない範囲の額とすることが条件です。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
70	ア	<p>弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇．〇〇円）を固定するお願いではありません。</p>	<p>電力供給約款第7条第2項第3号のとおりです。また、公示している契約書案・電力供給約款による契約が入札の条件になります。</p>
71	ア	<p>供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>契約単価の変更については、電力供給約款第2条、第9条のとおりです。</p>
72	ア	<p>地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。</p>	<p>契約単価の変更については、電力供給約款第2条、第9条のとおりです。</p>
73	ア	<p>契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。</p>	<p>電力供給約款第18条のとおりです。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
74	ア	<p>契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。</p>	<p>承知しました。</p>
75	ア	<p>電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したのとして後日料金を精算することは可能ですか。</p>	<p>供給期間は入札説明書のとおり1年間ですが、万一1年に満たない契約を廃止することとなった場合は、契約書に定めのない事項として協議の上で定めることとなります。</p>
76	ア	<p>契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。</p>	<p>現在、予定はありません。</p>
77	ア	<p>弊社は、制限中止割引の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
78	ア	<p>契約書（案）第 14 条（損害賠償）の記載について、弊社は、送配電業務を担う北海道電力ネットワーク株式会社の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につきましては、賠償責任を負うことはできませんが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>当該内容を精査したうえで判断いたします。</p>
79	ア	<p>開札結果について、公開範囲および公開予定時期を教えてください。</p>	<p>落札者決定後すみやかに、入札説明書に記載の函館市ホームページにおいて全入札者と入札金額（総額）を公表します。</p>
80	ア	<p>弊社落札の場合、契約締結前および契約締結後の重要事項説明書交付（契約の更新時および変更時における契約締結前および契約締結後の重要事項説明書交付も含まれます。）について、電子メールを送信する方法（PDF、テキスト 等）等、電磁的方法により行うことをご承諾いただけますでしょうか。</p>	<p>重要事項の内容が不明であり、別途協議のうえ判断いたします。</p>
81	ア	<p>入札心得第 12 条（契約の締結）につきまして、弊社落札の場合、契約書の提出はなるべく早急にご対応いたしますが、ご指定の期日の 7 日以内の締結が難しい場合、期間については延長が可能でしょうか。</p>	<p>契約書の締結日は、入札心得第 12 条のとおり、落札の通知を受けた日から 7 日以内（初日不算入）となります。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答																																																																														
82	ア,イ,ウ	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等がございますか。	提出する書類および入札書は、開札日の令和8年7月16日としてください。																																																																														
83	ア,イ,ウ	自家発補給電力の契約はありますか。	該当ありません。																																																																														
84	ア,イ	<p><b>【500kW以上の施設について】</b></p> <p>現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）</p>	現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる施設はありません。																																																																														
85	ア,イ	<p><b>【500kW以上の施設について】</b></p> <p>現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてくださいませんか。</p> <p>最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。</p>	<p>汐泊取水場</p> <p>契約電力：610kW</p> <p>最大需要電力実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>R7</th> <th>R7</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R8</th> <th>R8</th> <th>R8</th> <th>R7</th> <th>R7</th> <th>R7</th> <th>R7</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>kw</td> <td>331</td> <td>588</td> <td>586</td> <td>202</td> <td>233</td> <td>7</td> <td>218</td> <td>197</td> <td>204</td> <td>180</td> <td>590</td> <td>593</td> </tr> </tbody> </table> <p>東雲町変電所</p> <p>契約電力：650kW</p> <p>最大需要電力実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>R7</th> <th>R7</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R8</th> <th>R8</th> <th>R8</th> <th>R7</th> <th>R7</th> <th>R7</th> <th>R7</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>kw</td> <td>359</td> <td>412</td> <td>439</td> <td>582</td> <td>408</td> <td>374</td> <td>317</td> <td>362</td> <td>391</td> <td>395</td> <td>409</td> <td>364</td> </tr> </tbody> </table>	年	R7	R7	R7	R8	R8	R8	R8	R7	R7	R7	R7	R7	月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	kw	331	588	586	202	233	7	218	197	204	180	590	593	年	R7	R7	R7	R8	R8	R8	R8	R7	R7	R7	R7	R7	月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	kw	359	412	439	582	408	374	317	362	391	395	409	364
年	R7	R7	R7	R8	R8	R8	R8	R7	R7	R7	R7	R7																																																																					
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																					
kw	331	588	586	202	233	7	218	197	204	180	590	593																																																																					
年	R7	R7	R7	R8	R8	R8	R8	R7	R7	R7	R7	R7																																																																					
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																					
kw	359	412	439	582	408	374	317	362	391	395	409	364																																																																					

No.	入札 件名	質 問	回 答
86	ア,イ	<p><b>【500kW以上の施設について】</b></p> <p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。</p> <p>その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。</p>	承知しました。
87	ア,イ	<p><b>【500kW以上の施設について】</b></p> <p>供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。</p>	承知しました。
88	ア,ウ	<p><b>【500kW以下の施設について】</b></p> <p>契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。</p> <p>仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議にに応じていただけますでしょうか。</p>	<p>現在、予定はありません。</p> <p>仮に、契約期間中に協議制となった場合は契約単価の変更協議に応じます。</p>
89	ア,イ,ウ	<p>予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。</p>	該当ありません。

No.	入札 件名	質 問	回 答
90	ア,イ,ウ	<p>弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。</p> <p>また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>電気料金の支払は銀行振込となり、振込手数料は函館市企業局が負担します。また、支払期日は電力供給約款第8条第2項のとおりです。</p>
91	ア,イ,ウ	<p>①紙の請求書の発行は必要でしょうか。</p> <p>なお、請求書はWEB上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。</p> <p>②発行が必要な場合、発行手数料（330円）はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>①原則紙請求書による対応とします。</p> <p>②補足説明書に記載のとおり、請求書発行・送付等の経費は電力供給約款第7条に規定する電気料金に含むものとし、請求書発行・送付等の経費を別途函館市企業局へ請求することはできません。</p>
92	ア,イ,ウ	<p>請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>承知しました。</p>
93	ア,イ,ウ	<p>各施設の現在の計量日をご教示ください。</p>	<p>計量日は全施設毎月1日です。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
94	ア,イ,ウ	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	現在、計量日は全施設毎月1日となっています。
95	ア,イ,ウ	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	請求書は1施設1件としていただきます。これをさらに分割する必要はありません。
96	ア,イ,ウ	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	1枚の請求書に対し複数から支払われることはありません。
97	ア,イ,ウ	入札説明書及び電力供給約款に基本料金についての算定方式が記載されておりますが、 請求時の基本料金の算定方法について、弊社では (基本料金単価×契約電力) + 力率割引・割増相当額 により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例) 力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	電力供給約款第7条第2項第1号のとおりです。

No.	入札 件名	質 問	回 答
98	ア,イ,ウ	各施設に自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	仕様書別記一覧のとおり全施設有しています。
99	ア,イ,ウ	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	公示している契約書案・電力供給約款による契約が入札の条件となりますので、落札後に協議することはできません。なお、契約書に定めのない事項は電力供給約款第18条のとおりです。
100	ア,イ,ウ	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	入札書のエクセルデータを掲載しております。入札書は指定の様式により作成してください。 封筒は、封筒作成例のとおりです。
101	ア,イ,ウ	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	入札説明書「2 入札書の作成方法」のとおりです。

No.	入札 件名	質 問	回 答
102	ア	各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか	入札書のエクセルデータを掲載しております。入札書は指定の様式により作成してください。
103	ア,イ,ウ	契約書案は時間帯別プランとなっておりますが、北海道電力の業務用電力(一般料金)に準じた料金区分とし、時間帯別で単価を設定しないプランでの入札参加および契約締結は可能でしょうか。	電力供給契約書(案)は時間帯別プランにも対応できる様式となっておりますが、本件の入札は、時間帯別の単価設定は想定しておりません。
104	ア,イ,ウ	入札書に内訳表の記載もあるため、別途内訳書を入札書に添付して提出は不要という認識でお間違いないでしょうか。	入札書のエクセルデータを掲載しております。入札書は指定の様式により作成してください。 別途内訳書を入札書に添付する必要はありません。
105	ア,イ,ウ	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	電力供給約款第7条第2項第3号のとおりです。

No.	入札 件名	質 問	回 答
106	ア,イ,ウ	<p>①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承くださいか。</p> <p>②ご了承くださいけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。</p>	<p>電力供給約款第7条第2項第3号のとおりです。</p>
107	ア,イ,ウ	<p>燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。</p>	<p>電力供給約款第7条第2項第3号のとおりです。</p>
108	ア,イ,ウ	<p>落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。</p>	<p>落札業者は開札日に決定する予定であり、落札者決定後すみやかに、入札説明書に記載の函館市ホームページにおいて全入札者と入札金額（総額）を公表します。</p>
109	ア,イ,ウ	<p>入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>電気料金の算定は、電力供給約款第7条のとおりです。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
110	ア,イ,ウ	<p>落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>契約単価の変更については、電力供給約款第2条、第9条のとおりです。</p>
111	ア	<p>合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただく対応となりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>請求書は1施設1件となります。</p>
112	ア,イ,ウ	<p>計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。</p>	<p>検針結果の通知を請求書発行前に別途行っていないことについて承知しました。また、函館市企業局の検針結果確認後の日付で請求書の再発行ができないことについて承知しました。</p>
113	ア,イ,ウ	<p>落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出は不要です。開札の結果、落札に至らない場合は再度入札を行いますが、この場合、開札日の午後3時までに当局から入札参加者へ連絡しますので、辞退の場合はその際に申し出てください。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
114	ア,イ,ウ	<p>契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書の締結日は入札心得第12条のとおり、落札の通知を受けた日から7日以内（初日不算入）としておりますが、契約書の提出期限は特に定めておりません。</p>
115	ア,イ,ウ	<p>発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
116	ア,イ,ウ	<p>市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。</p> <p>①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。</p> <p>②内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。</p> <p>③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。</p> <p>④一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>入札説明書の「2 入札書の作成方法」のとおりです。</p>
117	ア,イ,ウ	<p>入札価格を算定する際は仕様書別記一覧の令和7年10月から令和8年3月までの6ヵ月分の数量を使用して算出するという認識でお間違いないでしょうか。</p>	<p>入札書（指定の様式）に記載している予定使用電気量は、令和7年10月から令和8年3月までの6ヵ月分の数量としております。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
118	ア,イ,ウ	<p>電力供給約款第7条(3)にございます, 北海道電力ネットワーク株式会社を北海道電力株式会社と読み替えてよろしいでしょうか。</p>	<p>燃料費調整単価は, 当該地域を管轄する北海道電力ネットワーク株式会社の燃料費調整額を超えない範囲の額とすることが条件です。</p>
119	ア,イ,ウ	<p>一般競争入札参加資格審査申請書等は入札書より前に提出しても問題ございませんでしょうか。</p> <p>入札書と同封する必要がございますでしょうか。</p>	<p>公告「3 入札参加資格の認定申請等」のとおり入札書とともに郵送してください。</p>
120	ア,イ	<p>仕様書および電力供給契約書(案)に定めのない事項については, 弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また, 弊社落札の際, 電力供給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>公示している契約書案・電力供給約款による契約が入札の条件となりますので, 落札後に協議することはできません。なお, 契約書に定めのない事項は電力供給約款第18条のとおりです。</p>
121	ア,イ	<p>弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは, 弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また, 弊社落札の際, 電力供給約款においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>電力供給約款第8条第2項のとおりです。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
122	ア,イ	<p>遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、電力供給約款においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	電力供給約款第8条第3項のとおりです。
123	ア,イ	<p>消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。</p>	<p>契約単価の変更については、電力供給約款第2条、第9条のとおりです。</p>
124	ア,イ	<p>弊社落札の場合、燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。（弊社落札後、北海道エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします）</p>	<p>燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれます。</p>
125	ア,イ	<p>弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。</p> <p>どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。</p>	<p>銀行振込となります。取引銀行は北海道銀行です。</p>

No.	入札 件名	質 問	回 答
126	ア,イ	<p>今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。</p> <p>もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>落札者決定後すみやかに、入札説明書に記載の函館市ホームページにおいて全入札者と入札金額（総額）を公表します。</p>
127	ア,イ	<p>各施設の現在の計量日を教えてくださいませんか。</p>	<p>現在、計量日は全施設毎月1日となっています。</p>
128	ア,イ	<p>調達期間は1年ですが、入札金額の算定においては入札説明書に記載されている通り「令和8年10月から令和9年3月まで」の6か月使用分にて算定するという認識でお間違いないでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
129	ア,イ	<p>弊社では休日メニューがなく、電力量料金単価は単一単価となります。</p> <p>そのため、弊社落札時には、契約書および単価一覧における電力量料金単価の記載についても、弊社メニューに合わせてご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>電力量料金は単一単価を想定しております。契約書は電力供給契約書（案）により締結します。</p>